

工事費内訳書【記載例】

〇〇第△号の1 (一)〇〇川 河川防災緊急処理工事

商号又は名称:

内 訳	金 額	備 考
築堤・護岸	4,853,478	①=②+⑤
河川土工	4,208,000	②=③+④
掘削工(ICT)	1,640,000	③
残土処理工	2,568,000	④
仮設工	645,478	⑤=⑥+⑦
工事用道路工	572,978	⑥
交通管理工	72,500	⑦
直接工事費	4,853,478	⑧=②+⑤
(うち材料費)	1,037,485	
(うち労務費)	1,804,704	
共通仮設	790,794	⑨=⑩+⑬
共通仮設費	182,679	⑩=⑪+⑫
安全費	3,279	⑪
技術管理費	179,400	⑫
共通仮設費(率計上)	608,115	⑬
純工事費	5,644,272	⑭=⑧+⑨
現場管理費	2,407,188	⑮
(うち法定福利費の事業主負担額)	271,978	
(うち建退共制度の掛金)	27,811	
工事原価	8,051,460	⑯=⑭+⑮
(うち安全衛生経費)	192,500	
一般管理費等	1,780,540	⑰
工事価格	9,832,000	⑱=⑯+⑰
消費税額及び地方消費税額	983,200	⑲
工事費計	10,815,200	⑳=⑱+⑲

・(うち材料費)と(うち労務費)を合計した金額は、直接工事費の内数とすること。

・(うち法定福利費の事業主負担額)と(うち建退共制度の掛金)を合計した金額は、現場管理費の内数とすること。

・(うち安全衛生経費)は、工事原価の内数とすること。

※工種ごとの金額が記載されていない、4費目(直接工事費⑧、共通仮設費⑨)、現場管理費⑮及び一般管理費⑰)を記載する欄のいずれかが空白になっているなど工事費内訳書の記載内容に不備があるときは、工事費内訳書が提出されていないものとみなし、入札書を無効として、開札しないことがあるので、十分に留意すること。

※少なくとも工種まで記載すること。

工事費内訳書【記載例】

〇〇第1号の1 (一)△△川 広域河川改修工事

商号又は名称:

内 訳	金 額	備 考
築堤・護岸	5,907,780	①=②+⑤+⑧
河川土工	617,290	②=③+④
掘削工	151,360	③
残土処理工	465,930	④
法覆護岸工	3,699,980	⑤=⑥+⑦
作業土工	58,764	⑥
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)	3,641,216	⑦
仮設工	1,590,510	⑧=⑨+⑩+⑪
工事用道路工	1,147,925	⑨
水替工	297,585	⑩
交通管理工	145,000	⑪
直接工事費	5,907,780	⑫=②+⑤+⑧
(うち材料費)	3,049,734	(一部のみ計上)
(うち労務費)	1,203,590	(一部のみ計上)
共通仮設	834,409	⑬=⑭+⑰
共通仮設費	184,865	⑭=⑮+⑯
安全費	5,465	⑮
技術管理費	179,400	⑯
共通仮設費(率計上)	649,544	⑰
純工事費	6,742,189	⑱=⑫+⑬
現場管理費	2,572,044	⑲
(うち法定福利費の事業主負担額)	291,580	
(うち建退共制度の掛金)	31,694	
工事原価	9,314,233	⑳=⑱+⑲
(うち安全衛生経費)	285,252	
一般管理費等	1,890,767	㉑
工事価格	11,205,000	㉒=㉑+㉑
消費税額及び地方消費税額	1,120,500	㉓
工事費計	12,325,500	㉔=㉒+㉓

・(うち材料費)と(うち労務費)を合計した金額は、直接工事費の内数とすること。

○材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は以下の通り記載ください。※法定福利費は、従前より法定福利費内訳書の提出を求めていることから、以下の取扱いの対象外となります。

①すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
②一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。

○上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等によりその算出が困難な場合に限られます。

・(うち法定福利費の事業主負担額)と(うち建退共制度の掛金)を合計した金額は、現場管理費の内数とすること。

・(うち安全衛生経費)は、工事原価の内数とすること。

※工種ごとの金額が記載されていない、4費目(直接工事費⑫、共通仮設費⑬、現場管理費⑲及び一般管理費⑳)を記載する欄のいずれかが空白になっているなど工事費内訳書の記載内容に不備があるときは、工事費内訳書が提出されていないものとみなし、入札書を無効として、開札しないことがあるので、十分に留意すること。

※少なくとも工種まで記載すること。